

**イオンタウン塩釜の届出概要について**  
**(法第6条第2項 変更)**

資料1-A

- 1 届出者 イオンタウン株式会社
- 2 届出日 平成31年2月8日
- 3 店舗の名称 イオンタウン塩釜
- 4 店舗設置者 イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 5 店舗所在地 塩竈市海岸通295 外
- 6 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 367台  
(変更後) 300台
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 駐車場①及び② 午前9時から翌午前9時まで  
駐車場③ (隔地駐車場) 午前6時から午後9時30分まで  
(変更後) 駐車場①及び② 午前9時から翌午前9時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 4か所  
(変更後) 2か所
- 7 変更する年月日 平成31年10月9日
- 8 事務手続き等
  - ・公告年月日:平成30年2月20日
  - ・縦覧期間:公告の日から平成31年6月20日まで(公告の日から4か月)
  - ・地元説明会:掲示による説明
  - ・市町村等からの意見書提出期限:平成31年6月20日(公告の日から4か月以内)
  - ・県の意見の通知期限:平成31年10月8日(届出から8か月以内)

■変更に関するもの以外の事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
8,637㎡
- 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐輪場の収容台数 247台
  - (2) 荷さばき施設の面積 271.33㎡
  - (3) 廃棄物保管施設の位置及び容量 68.33㎡
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前9時から翌午前9時まで
  - (2) 荷さばき可能時間帯 午前9時から翌午前9時まで